宮城県公報

発　行
宮　城　県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火，金曜日発行）

目　次

規　則
○職業能力開発校規則の一部を改正する規則（産業人材対策課）　一
告　示
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請（廃棄物対策課）　一
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定（農村整備課）　二
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立（水産業振興課）　五
公　告
○開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）　五

規　則

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県規則第七十九号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則（昭和四十九年宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県立白石高等技術専門校の項中

「

造園科	一〇人	一〇人	六月

」を

「

造園科	一〇人	一〇人	六月
電気通信工事科	一〇人	一〇人	六月

」に改め、同表宮城県立気仙沼高等技術専門校の項中

「

一〇人	一〇人

」を

「

五人	五人

」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○宮城県告示第九百十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、法第十五条第四項及び産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、法第十五条第四項及び要綱第三十条第二項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第十五条第六項及び要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十四年十二月七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1　名称　日本製紙株式会社

2　所在地　東京都北区王子一丁目四番一号

3　代表者の氏名　代表取締役　芳賀　義雄

二　産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県岩沼市大昭和一番一号

三　産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設

四　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ばいじん、紙くず、木くず

五　申請年月日

平成二十四年十一月十六日

六　縦覧場所等

1　縦覧場所　廃棄物対策課及び塩釜保健所

2　縦覧期間　平成二十四年十二月七日から平成二十五年一月七日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七　意見書の提出期限等

1　提出期限　平成二十五年一月二十二日

2　提出場所　廃棄物対策課指導班

3　意見書に記載すべき事項　生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第九百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業敷玉西部地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成二十四年十二月七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

地積を特に減じて換地を定める土地

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減じる地積㎡
大崎市	古川境野宮	前田	二二	田	田	一、〇三二	五
同	同	同	二六	田	田	一、〇三二	一六
同	同	同	二九	田	田	一、〇三二	三四
同	同	同	三〇	田	田	一、〇三二	二〇
同	同	横風	七	田	田	一、〇一九	一八
同	同	同	二一―一	田	田	一、〇三二	六三
同	古川楡木	岡江	五四	田	田	六五一	三
同	同	同	八一	田	田	六五九	六三
同	同	同	八二	田	田	四七一	五三
同	同	同	九〇	田	田	四九三	三
同	同	街道南	四六―一	畑	田	二一七	一
同	同	新田	一一	田	田	一、〇〇〇	三
同	同	中谷地	一五	田	田	一、〇二二	七四
同	同	同	二六	田	田	一、〇二二	五三
同	同	同	三五	田	田	一、〇二二	一〇八
同	同	同	四一	田	田	一、〇二二	五一
同	同	同	五五	田	田	一、〇三二	二七
同	同	同	六四	田	田	一、〇三二	七
同	同	同	六五	田	田	一、〇一六	八
同	同	同	六九	田	田	一、〇三二	三
同	同	同	七一	田	田	一、〇三二	二二
同	同	同	一〇二	田	田	一、〇〇六	二七
同	同	同	一一一	田	田	一、〇二二	二四
同	同	同	一三四	田	田	一、〇三二	二三
同	同	同	一三六	田	田	一、〇三二	八
同	同	同	一四八	田	田	一、〇三二	三
同	同	同	一四九	田	田	一、〇三二	四六
同	同	同	一七八	田	田	一、〇一二	四四
同	同	同	二〇一	田	田	一、〇三二	一三
同	同	同	二一〇	田	田	一、〇一五	四一
同	同	同	二一一―一	田	田	九二五	三八
同	同	前河原	一六	田	田	二六〇	一
同	同	同	二九	田	田	一七五	一
同	同	同	三二	田	田	一、〇二〇	一五
同	同	同	三五	田	田	一、〇二〇	二四
同	同	同	三八	田	田	一、〇二〇	二六
同	同	同	五三	田	田	一、〇二〇	一〇
同	同	同	五九―二	田	田	一七四	一
同	同	同	五九―四	田	田	一七四	一
同	同	同	六一	田	田	一、〇二〇	一五
同	同	同	六七	田	田	一、〇二〇	三七
同	同	同	七二	田	田	一、〇二〇	一六
同	同	同	七四	田	田	一、〇二〇	一八
同	同	同	九四	田	田	一、〇二〇	七
同	同	同	一一一	田	畑	一九八	一
同	同	同	一一二	田	畑	二七三	一
同	同	同	一二六―五	田	田	一七四	一
同	同	同	一四七	田	田	四〇四	五
同	古川宮内	沢目	二二―一	田	田	六七八	六〇
同	同	同	二六―一	田	田	三三〇	四二
同	同	同	二八―一	田	田	一、〇三六	七二
同	同	同	四四	田	田	一、〇八五	三
同	同	下供輪堂	三二	田	田	一、九七三	一〇
同	同	同	四二	田	田	一、三五一	四
同	同	西高畑	五一	田	田	一、〇一二	一三
同	同	同	五三	田	田	一、〇一二	一一

| | | |

| | | |

同	同	同	九九	田	田	一、〇二二	三八
同	同	柳町	四六―一	田	田	二、八六九	一一
同	同	同	六一―二	田	田	四四七	二
同	同	同	一〇九	畑	田	八四〇	一七

○宮城県告示第九百十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、気仙沼加入区、唐桑加入区、北上町十三浜加入区、北上町大川加入区、牡鹿町寄磯加入区、前網加入区、鮫浦加入区、谷川加入区、泊浜加入区、表浜加入区、石巻市東部加入区、石巻市渡波万石浦加入区、矢本町加入区、宮戸加入区、宮戸西部加入区、大塩釜加入区、塩釜市浦戸加入区、閖上加入区、石巻市加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十四年十二月七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

公　告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十二月七日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称　多賀城市留ヶ谷二丁目三十一番一、三十二番及び五十三番

二　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）　愛知県名古屋市名東区一社三丁目七番地　株式会社ユニホー